

○自治医科大学産学連携推進委員会設置規程

(平成 31 年規程第 28 号)

改正 令和 2 年規程第 3 号 令和 5 年規程第 29 号

令和 6 年規程第 29 号

(設置)

第 1 条 自治医科大学（以下「本学」という。）における産学連携活動及び知的財産の保護、活用に関する基本方針を定め、産業界との連携強化及び技術移転の推進を戦略的かつ組織的に実施するため、自治医科大学産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 産学連携に関する中長期的な目標、計画の立案に関すること。
- (2) 知的財産戦略の立案に関すること。
- (3) 産学官地域連携の推進に関すること。
- (4) 知的財産の保護、活用に関すること。
- (5) 技術移転事業の推進に関すること。
- (6) 産学連携及び知的財産に係る人材確保、育成に関すること。
- (7) 産学連携に係る利益相反、技術流出防止に関すること。
- (8) 大学発ベンチャーに関すること。
- (9) 大学発ベンチャーが発行する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取得に関すること。
- (10) 前号により取得した株式等の売却、権利行使、処分等に関すること。
- (11) その他全学的な産学連携及び知的財産に関し必要と認められること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長が委嘱する医学部基礎医学系教員 2 名以上
- (3) 学長が委嘱する医学部臨床医学系教員 2 名以上
- (4) 学長が委嘱する看護学部教員 1 名以上
- (5) 総務部長
- (6) 大学事務部長
- (7) その他学長が必要と認めた者（学外者を含む。）

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は全学的な産学連携戦略の立案等の任務を行うとともに、学長を総括的に補佐する。

(副委員長)

第 5 条 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又は職務を行う。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議決)

第8条 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(株式等取得検討部会)

第9条 産学連携推進委員会の下に株式等取得検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

2 検討部会は、委員会が第2条第9号について審議するにあたり、大学発ベンチャーの財務状況、事業計画、将来性その他株式等の取得の妥当性を精査し、委員会に報告する。

3 検討部会は、委員会が第2条第10号について審議するにあたり、取得した株式等の売却、権利行使、処分に関する金額、時期、財務、対外的影響その他妥当性について精査し、委員会に報告する。

4 検討部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条第2号から第4号までに定める委員のうち、委員長が推薦する者

(2) オープンイノベーションセンタークリエイティブマネージャー

(3) 研究支援課知財コーディネーター

(4) 総務部長

(5) 大学事務部長

(6) 総務経理課長

(7) 研究推進課長

(8) ベンチャーキャピタル・株式等に関する識見を有する者

(9) 法律に関する識見を有する者

(10) 財務会計に関する識見を有する者

(11) その他委員長が必要と認める者

5 検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。

(守秘義務)

第10条 委員会委員及び検討部会部員は、職務上知り得た産学連携及び知的財産に関する秘密情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、大学事務部研究推進課が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 3 号)

この規程は、令和 2 年 1 月 9 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 29 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規程第 29 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。